

第138回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日 時 令和7年2月3日(月)午後1時35分～4時00分

2 場 所 市役所本庁舎 屋上階P1会議室

3 出席者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

中井会長、興津委員、小畑委員、森委員

(2) 大阪市職員

福岡市民局理事、忍市民局ダイバーシティ推進室長、宮之前市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長、西澤市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長代理、小林市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議 題

(1) 第136回及び第137回会議要旨の確認

(2) 新規案件(1件)の調査審議

(3) 継続案件の調査審議

5 議 事

非公開で行った。

事務局から、案件番号「平29-職4」、「平29-職5」及び「令元-職1」の拡散防止の措置及び公表内容に係る諮問については、第134回及び第137回審査会の調査審議で会長に一任された答申内容の細部を検討・作成の上、令和6年12月10日付け及び令和7年1月17日付けで審査会から市長あて答申を行った旨の経過説明があった。

議題(1) 第136回及び第137回会議要旨の確認

○第136回及び第137回の会議要旨を確定した。

議題(2) 新規案件(1件)の調査審議

○新規案件1件の諮問を受け、事務局から説明を受けた。

○今回は概要聴取にとどめ、次回以降引き続き審議することとした。

議題(3) 継続案件の調査審議

○継続案件のうち4件について、調査審議を行った。

○4件のうち3件については、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「令3-職3」に係る表現活動について、次のとおり、第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチには該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

・本件表現活動は、条例第5条第1項第2号に該当する。

・本件表現活動は、条例第2条第1項第2号ア又はイのいずれにも該当しない。

・よって、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

以上